

## 卸売市場法改正に伴う本市の条例改正について

### 1 改正法について

#### (1) 法改正の背景

〈規制改革推進会議農業WG提言〉

- ・食料不足時代の公平配分機能の必要性が小さくなっており、種々のタイプが存在する物流拠点の1つとなっている。
- ・現在の食糧需給・消費の実態等を踏まえて、より自由かつ最適に業務を行えるようにする観点から、抜本的に見直し、卸売市場法という特別の法制度に基づく時代遅れの規制は廃止する。

〈農業競争力強化プログラム〉

- ・経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。

#### (2) 改正法、基本方針に定める卸売市場の位置づけ

〈卸売市場の役割・機能〉

- ・卸売市場が食品の流通において、生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしている。
- ・中央卸売市場が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要。
- ・卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待される。

〈消費者ニーズ等への対応〉

- ・生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応のためには、卸売市場を含めて新たな需要の開拓や付加価値の向上を実現することが求められる。

〈公共性の確保〉

- ・流通が多様化する中で、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが期待される。
- ・地方公共団体を始めとする開設者は、地域住民からの生鮮食料品等の安定供給に対するニーズに応えつつ、高い公共性を果たす必要がある。

## 2 本市の今後の検討の方向性について

### (1) 「その他の取引ルール」について

#### ① 「その他の取引ルール」の必要性の検討

改正法では、「共通の取引ルール」を遵守することで、高い公共性を果たしていくことが期待されており、各卸売市場において、「共通の取引ルール」以外の「その他の取引ルール」を定めるにあたっては、その必要性について、対外的に説明する必要がある。

〔 「共通の取引ルール」：差別的取扱いの禁止、受託拒否の禁止 等  
「その他の取引ルール」：商物分離、第三者販売、直荷引き 等 〕

#### ② 検討の状況

- ・取引参加者の意見聴取 ⇒ 専門委員とともにヒアリングを実施（別紙参照）

#### ③ 今後の検討の視点

##### 本市市場の特性

大阪市を中心とする大都市圏における消費地市場

本市中央卸売市場が、将来にわたって、その特性を踏まえて、生鮮食料品等を市民・消費者等に安定的に供給できるよう、「その他の取引ルール」の制定の必要性について、「市場の活性化」及び「市民の利益」を柱として、以下の視点から引き続き検討を行う。



##### 本市の検討の視点

市場の活性化	・流通構造変化への対応
	・集荷力・販売力の強化
	・取引参加者の共存共栄
市民の利益	・安全・安心な生鮮食料品の安定供給
	・適正な価格形成
	・消費者ニーズへの対応

※なお、検討にあたっては、現在、実態として行われている商取引及び市場経営面についても考慮することとする。

## (2) 「法律に定めがなくなった業務の方法」について

- ・卸売市場の業務の方法の「業務許可」や「せり」等について、今回の法改正で定めがなくなったが、市場内取引の秩序の維持などの観点から、一定のルールを定める必要があるのではないかという懸念があり、ヒアリングにおいて御意見をお伺いした。
- ・ヒアリングにおいても、「業務許可」「せり」等については、一定のルールが必要との意見を多くいただいた。(別紙参照)
- ・2—(1)—③の「本市の検討の視点」に加えて、市場内取引の秩序の維持などの観点から、一定のルールを定める方向で、検討を行っていく。

〔法律に定めがなくなった業務の方法：業務許可、せり、市場運営協議会、市場取引委員会 等〕